

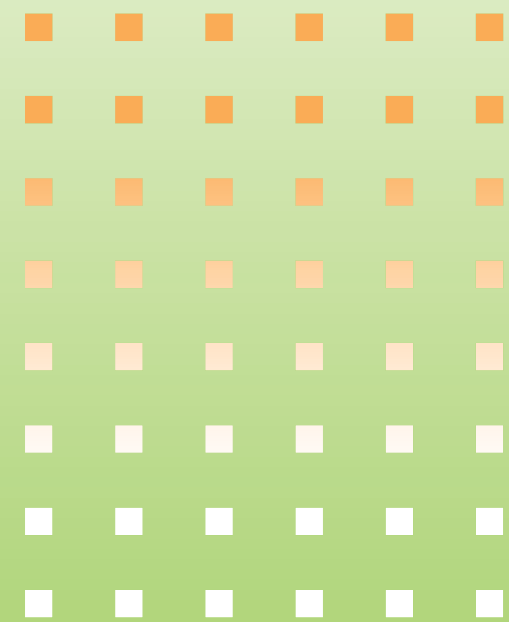


みんなが住みたい素敵なまち

稲敷市 総合計画

2012-2016

後期基本計画



平成24年3月

茨城県 稲敷市

稲敷市総合計画 後期基本計画

みんなが住みたい素敵なまち

平成24年3月
茨城県稲敷市



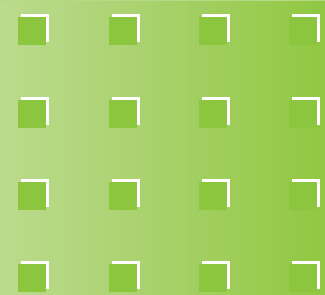
INASHIKI

茨城県稲敷市 市長公室企画課

〒300-0595 茨城県稲敷市江戸崎甲3277番地1

電話 029-892-2000(代)

稲敷市ホームページ <http://www.city.inashiki.lg.jp/>



稲敷市総合計画策定にあたって



4つの町村が合併して、新しい市としてスタートした稲敷市は、平成19年3月に将来都市像「みんなが住みたい素敵なまち」を基本構想に定めた総合計画を策定し、これまで5年間様々な施策を展開してきました。

しかし、この間、少子高齢化や人口減少などの課題に強く影響を受けてまいりました。さらに、世界的な経済危機、未曾有の被害をもたらした東日本大震災など、市を取り巻く状況は大きく、めまぐるしく変化しました。

このような先行きが見通せない、不透明な社会情勢の中にあっては、従来の発想から脱却し、稲敷市の特色を活かした地域づくりが、本市により一層求められております。

そこで、平成24年度から平成28年度までの5年間、市が積極的に取り組むべき地域づくりの方向性について、後期基本計画にとりまとめました。

今後は、この計画を本市の羅針盤として、市民の皆様と手を携え、『重点プロジェクト“いいな！稲敷”』の実現に向けて、活気ある魅力的なまちづくりを進めてまいりますので、皆様方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

平成24年3月

稲敷市長 田口久克



目次

総論

序章	策定にあたって	3
1.	策定の趣旨	4
2.	計画の構成と期間	5
第1章	本市の自然・社会的な背景	7
1.	位置・自然・沿革	8
2.	本市に影響を与える様々な時代潮流	9

後期基本計画

序章	重点プロジェクト“いいな！稲敷”	13
第1章	戦略的で総合的な視点にたった着実なまちをつくろう 行財政	27
1.	人口問題への対応	28
2.	健全な自治体経営の推進	31
3.	公共施設の管理と適正配置	34
4.	広域行政	36
5.	広報・広聴	38
第2章	市民が主体的に参画できるシステムをつくろう - 市民参画	41
1.	市民協働の推進	42
2.	市民活動の推進	44
3.	情報公開・個人情報保護	47
4.	人権の尊重	49
5.	男女共同参画の推進	51
6.	国際化・国際交流	53
第3章	稲敷文化を創造する人を育てよう・しくみをつくろう - 教育・文化 ---	55
1.	幼児教育	56
2.	義務教育	59
3.	生涯学習の推進	64
4.	スポーツの振興	68
5.	歴史・文化	71
6.	青少年健全育成	74
第4章	思いやりと生きがいのある人にやさしいまちをつくろう - 福祉・保健 -	77
1.	地域福祉	78
2.	介護保険制度	81
3.	高齢者福祉	83
4.	障害者福祉	86
5.	子育て支援の充実	89
6.	健康づくりの推進	93
7.	地域医療体制の充実	96
8.	国民健康保険・国民年金	98

第5章	暮らしを支える活力ある産業をつくろう - 産業	101
1.	農業・水産業の振興	102
2.	工業の振興	106
3.	商業の振興	108
4.	観光の振興	110
第6章	安心・安全で無駄のない快適なまちをつくろう - 都市基盤・生活環境	113
1.	計画的（適正な）土地利用の推進	114
2.	住宅・住環境	117
3.	道路	119
4.	公共交通	121
5.	公園・緑地	124
6.	上水道	126
7.	生活排水対策	129
8.	防災	131
9.	消防・救急	134
10.	防犯	136
11.	交通安全	139
12.	消費者生活	141
13.	地域情報化	143
第7章	手を取りあって潤いのある環境を守り育てよう - 環境保全・自然環境	145
1.	地球環境の保全と循環型社会の構築	146
2.	自然環境・霞ヶ浦の保全・活用	149
3.	公害対策・環境美化の推進	151

資料編

1.	稲敷市総合計画 基本構想の概要	154
2.	策定の経緯	158
3.	諮問	159
4.	答申	160
5.	稲敷市総合計画審議会委員名簿	161
6.	稲敷市総合計画審議会条例	162
7.	稲敷市総合計画策定委員会設置要綱	163
8.	策定における市民参加の記録	164
9.	目標値一覧	166
10.	用語集	171

後期基本計画の見方について

後期基本計画は、大きく分けて序章の「重点プロジェクト」と第1章から第7章までの「基本計画」に分かれます。重点プロジェクトで位置付けた内容は、基本計画の内容と連動しておりますので、対応関係を確認したい場合は下記の説明を参考にしてください。

「未来へ訪問！ 5年後の市民にインタビュー」は、5年後の稲敷市に行き、インタビューをしてきたという設定で、5年後の未来の姿をイメージして描いたものです。

総論 P. 3～	後期基本計画 重点プロジェクト P. 13～ 第1章 P. 27～ 第2章 P. 41～ 第3章 P. 55～ 第4章 P. 77～ 第5章 P. 101～ 第6章 P. 113～ 第7章 P. 145～	資料編 P. 154～
----------	--	-------------

重点プロジェクトに記載されている番号は、第1章～第7章までの分業別基本計画にある施策と連動しています。該当する施策番号を重点プロジェクトに記載していますので、必要に応じて参照してください。

*マークの言葉は巻末に用語解説があります。

[00000]
[0000000]

- 「取組みの方向性」に位置付けられた施策の細項目の順番を表します。
- 「取組みの方向性」に位置付けられた施策を表します。
- 各章内の最も大きな項目を表します。
- 章番号を表します。

総論

◆稲敷市総合計画後期基本計画◆

序 章

策定にあたって

1. 策定の趣旨

1 策定の目的

総合計画は市町村の行財政運営の指針となる最上位の計画として、都市の将来像とまちづくりの目標、人口や産業などの将来指標を明らかにし、これを達成するための施策の体系と施策の基本方向、さらには施策を推進するための実施事業を示すものです。

本市では、平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間とする稲敷市総合計画基本構想において、「みんなが住みたい 素敵なまち」を将来像に掲げ、これまで各種取り組みを推進してきました。

近年の本市を取り巻く状況をみると、世界的な経済情勢の大きなうねりを受け、我が国を取り巻く状況は厳しさを増しています。一方、高齢社会を迎える中で、その福祉施策や市民の価値観、市民のニーズの多様化等、社会情勢の変化と相まって、新たな行政需要への対応が求められています。

現在の総合計画に示された様々な枠組みや需要予測と、現在の市を取り巻く実態を踏まえつつ、本市が置かれている新たな状況を十分に認識し、それらを背景としながら、前期基本計画を改定し、新たに平成 28 年度を目標年次とした「稲敷市総合計画後期基本計画」を策定しました。

2 計画の特徴

「稲敷市総合計画後期基本計画」では、市民・行政それぞれの目線で重点施策の見直しを行うとともに、「何が重要とされているのか」について共通項を見だし、今後 5 年間で特に重点を置いて取り組むべき施策を明確化する新たな重点プロジェクトを設定しました。

さらに、分野別の施策を体系的にまとめた基本計画の内容においても、関係各課と調整を図りながら、重点プロジェクトを具体化する分野別施策を位置づけるとともに、より実効性を高めるべく施策の精査を行いました。

また、施策の達成度を評価、検証するモノサシとなるよう指標を見直し、実施計画との連動性を高める総合計画として、稲敷市の行財政運営の基礎となる計画書としての機能性も備えた計画としたものです。

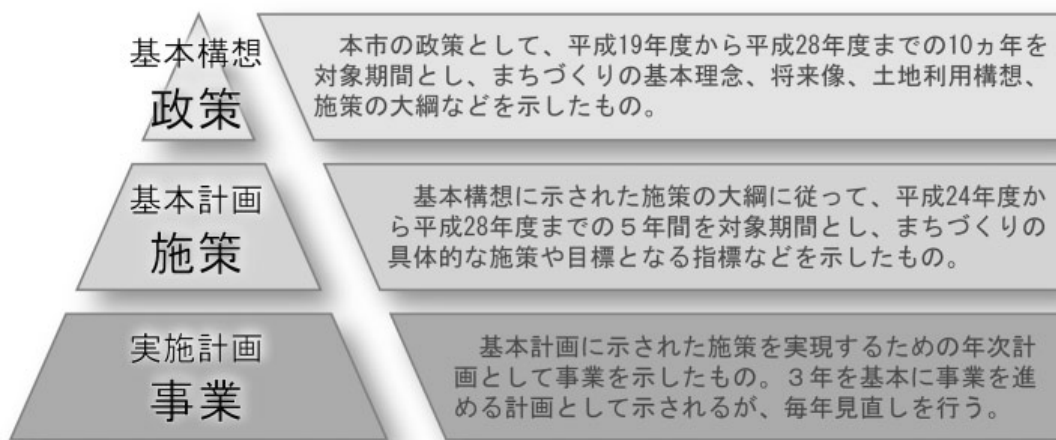
2. 計画の構成と期間

1 総合計画の構成

稲敷市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層の計画で構成されています。

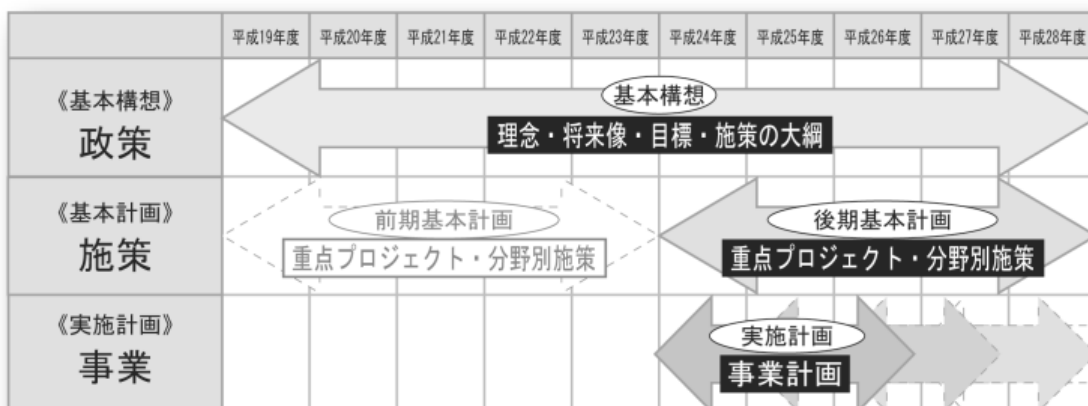
「政策」の役割に対応しているのが「基本構想」、「施策」の役割に対応しているのが「基本計画」、「事業」の役割に対応しているのが「実施計画」という関係になっています。

「施策」は「政策」を実現するための、「事業」は「施策」を実現するための手段となっており、「政策」、「施策」、「事業」はそれぞれが目的と手段の関係として位置付けられるものです。



2 計画の期間

「基本構想」は10カ年の計画期間、「基本計画」は5カ年の計画期間、「実施計画」は3カ年の計画期間（毎年度見直しによるローリング*を行います。）をもって策定されます。



第1章

本市の自然・社会的な背景

1. 位置・自然・沿革

1 位置及び面積

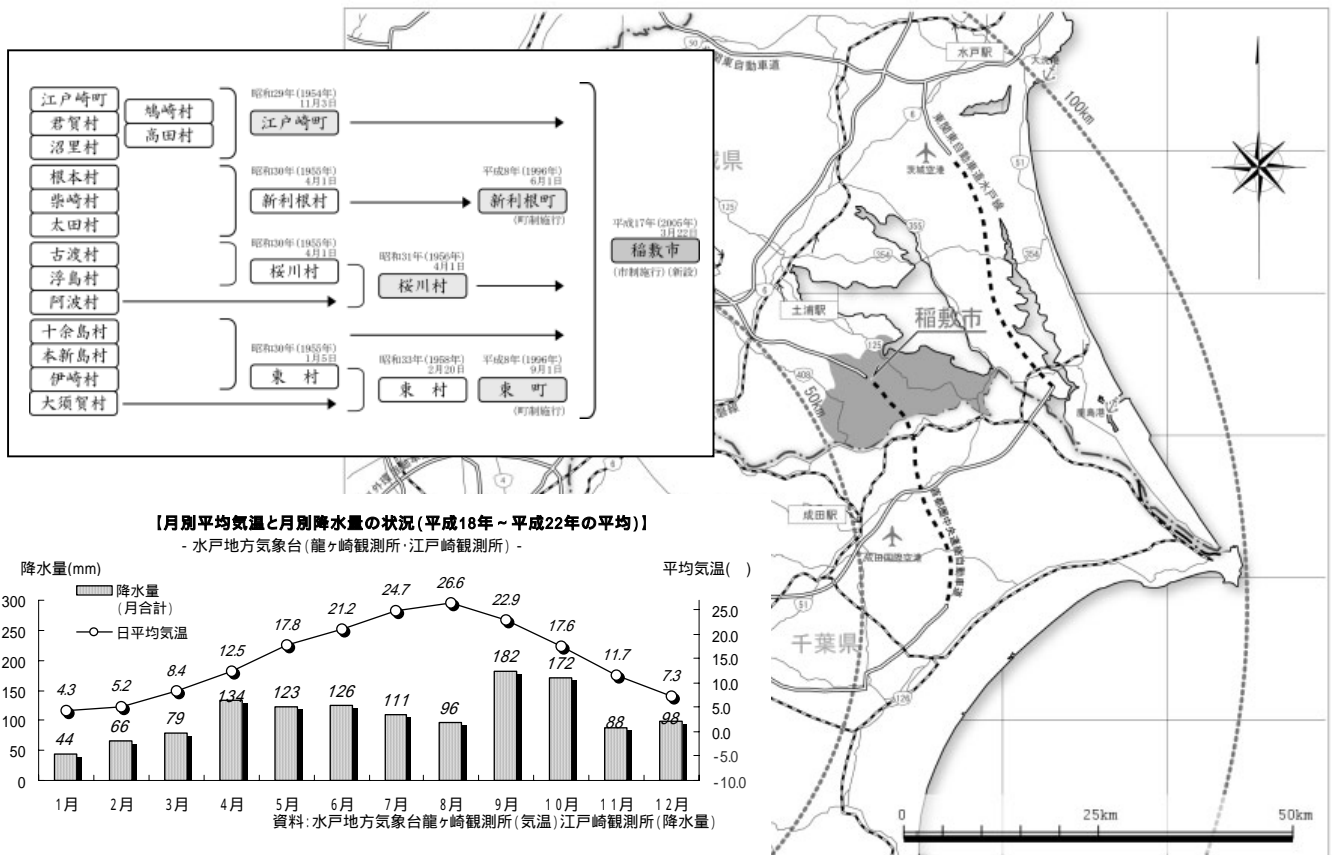
- ・本市の市域面積は 205.78k m² (霞ヶ浦を含む) で、東西に約 23km 南北に約 14km と横に細長い形状をしています。首都東京の 60~70km 圏に位置し、国際的な研究学園都市「つくば」、世界への玄関口の「成田」の中間に位置し、これらの核都市とは首都圏中央連絡自動車道で結ばれる予定です。

2 気候及び地勢

- ・本市の気候は、霞ヶ浦の影響を受けて、冬期は暖かく夏期は涼しく、台風や霜、雪などの被害も比較的少ない地域で、温暖な気候に恵まれています。
- ・地勢は、稲敷台地と広大な水田地帯からなり、稲敷台地には、平地林などが比較的多く残され、良好な緑地環境を形成しています。

3 沿革

- ・本市の変遷をたどると、江戸時代の約 80 村が明治 22 年 (1889 年) 市町村制施行 (明治の大合併、旧江戸崎町 19 村 1 町 4 村、旧桜川村 17 村 3 村、旧東町 29 村 4 村、旧新利根町 13 村 3 村)、昭和 28 年 (1953 年) 町村合併促進法公布 (昭和の大合併)、平成の大合併を経て、現在の稲敷市となりました。



2. 本市に影響を与える様々な時代潮流

1 人口構造の変化に伴う社会全体への影響 ~少子高齢化・人口の減少~

- ・少子高齢化や人口の減少による人口構造の変化は、社会全体に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。
- ・社会保障の負担増、地域とのつながりの低下に伴って高齢者世帯の社会的・経済的自立を困難にするとともに、児童数・生徒数が極めて少ない学校が急増することにより、子どもの社会性発達を阻害するなど子育て環境の低下といった面も懸念されています。
- ・本市においても、人口構造の変化に対応した様々な施策を講じていくほか、縮減傾向にある財源の適切な配分により、公共施設や公共サービスの有効活用・効率化を図っていく必要があります。

2 安心・安全志向の高まり ~自然災害や犯罪など、様々な不安要素の顕在化~

- ・地震や風水害といった自然災害や身近な地域で発生する犯罪、消費生活環境の悪化など、様々な不安要素が顕在化し市民の安心・安全志向が高まってきています。
- ・本市においても、市民の安心・安全を守るため、家庭・学校・地域と行政が連携しながら、ハード・ソフト両面から総合的な対策に取り組んでいく必要があります。

3 成熟社会への転換 ~価値観の多様化、人々のライフスタイルの多様化~

- ・安定した成長を志向する成熟社会へと転換していく中で、人々のライフスタイルや価値観が多様化したのに伴い、市民ニーズも多様化しつつあります。
- ・本市においても、市民のライフスタイルの多様化に伴うニーズを的確にとらえ、家族観・仕事観・消費活動・余暇活動の多様化に対応した行政サービスを推進していく必要があります。

4 社会経済の成熟化に伴う産業構造の変化 ~産業技術の高度化・ソフト・サービス化する経済~

- ・ソフト化・サービス化へと経済システムが移行している状況にあり、社会経済の成熟化に伴い産業構造に変化が起こっています。
- ・自ら新しい価値のある商品、サービスを生むという創造性や独創性が要求される時代へと変化しており、そのため国内企業等においては、付加価値の高い製品やサービスへの転換、先端的な技術の積極的な開発、専門的な知識や高度な技能を有する人材の育成などが求められています。
- ・本市においても、高度化する経済の中で活躍できる人材の育成を図っていく必要があります。

5 地球的規模で対応が求められる環境問題 ～資源循環型社会・環境共生型社会～

- ・地球温暖化対策や資源循環型社会などへの取り組み、生物多様性の保全など環境問題については、地球的規模での対応が求められています。
- ・本市においても、市民のライフスタイルの変革を促しながら、市民・企業と一体となった温暖化対策の推進、環境負荷の少ない社会の定着化を図り、さらに、霞ヶ浦や里山など、本市の特徴となっている自然に生息する動植物の保全について、取り組みを強化していく必要があります。

6 グローバル化の波 ～社会情勢や社会経済システムの変貌・技術革新と人々の交流の拡大～

- ・グローバル化は経済活動にとどまらず、社会、文化、技術、組織などの幅広い分野に及んでいます。国を超えた連携や国際的分業化の進展など様々なメリットがあげられる一方、各々の国の持つ独自性の喪失が指摘されるなど、世界経済と一体化した中で社会経済を考えなければいけない時代となっています。さらに、技術革新のめざましい進展により、国内外における高速交通・情報ネットワークが急速に拡充し、私たちの暮らしにも大きな変化をもたらしています。
- ・本市においても、我が国のこれまでの発展を支えてきた画一的、横並び志向の経済社会システムから、グローバル化、ボーダレス化へと変化する時代をとらえ、様々な対応が求められています。

7 依存から自立への変革 ～地方分権・地域の独自性や主体性～

- ・地方分権の進展により、地方自治体は、良質な行政サービスの提供を目指すとともに、より自立性の高い、行政経営を目指した取り組みを推進していく姿勢が求められています。
- ・地方自治体の置かれる環境が変化する中、地域間の競争はますます激しいものになり、地域のアイデンティティが求められています。
- ・本市においても、地方分権の進展を踏まえ、地域の自立や自治体の自己決定権、自己責任の拡大などといった課題に真摯に取り組む、自立性の高い、行政経営を目指していく必要があります。

8 自治体の総合力を高める連携・協力

- ・近年、地域コミュニティやまちづくりを始め、様々な分野において、協働の重要性はますます高まっています。住民組織やグループ、事業者などがそれぞれの立場で行政活動に関心を持ち、協働のまちづくりを実践するなど、協働の活動が広がってきています。
- ・各自治体が有する特性や資源、社会資本などを相互に補完し、有効に活用していくための連携方策の動きもある中、道州制や定住自立圏構想など広域的な枠組みの検討や、広域的な視野での行政運営やまちづくりへの見直しなどが進んでいます。
- ・本市においても、協働領域の拡大に対応するシステムの確立や強化を図りながら、広域的な視野に立った各自治体間の連携方策への対応などが求められています。